ても小倉について書いている。新報』第二巻第四号(大正八年五月)所収の随筆「一隅より」にお

(9) 補遺・帝国美術院創設と本校

あったことが判ったので、ここに補足して置く。が、後日新資料の発見により、本件が本校改革問題と密接な関係が大正八年の帝国美術院創設に関しては第二巻⑭頁に概要を記した

いる。第一枚目にこの資料は東京美術学校名入り罫紙三十六枚に毛筆で清書されて

要ト認メ候ニ付左ニ之ニ關スル諸案ヲ具シ高裁ヲ仰キ候也可トシ且之ニ伴ヒテ美術審査委員會ヲ廢シ帝國美術院ヲ置クヲ必校ヲ廢シ新ニ東京美術専門學校東京美術工藝學校ノ二校ヲ置クヲ本校規則改正ハ數年来ノ懸案ニ有之候處種々考究ノ結果現在ノ本

大正七年 月 日

美術審查委員會主事 正 木 直 彦東京美術學校長 正 木 直 彦

文部大臣 岡田良平殿

術工芸学校規則案」、「勅令案」 美術工芸学校設置に関する)、 考えられる。第二枚目以降は 京美術学校名入り罫紙七枚に墨書、 術院規程案」から成り、 と記されているところから、 別に 大正七年作成の上申書の控えであると 「東京美術専門学校規則案」、「東京美 「帝国美術院規程案」の草稿 「勅令案」 (帝国美術院設置に関する)「帝国美 訂正入り)が添えられている。 (東京美術専門学校、 — 冊 (東

> 画科、 制限は廃止する、というものである。 普通科の科目は修身、 技、学科試験に合格した者を直ちに本科に入学させることもある)。 定し、学科は十科目中から選択することとする。 遠近法、文学、体操とする。なお、従来のような入学資格中の年令 通科を置き、各本科に進む階梯とする(但し、 先ず、 彫塑科を置き、 東京美術専門学校規則案の骨子は、 日本画、 毎年一回の進級競技によって進級の可 西洋画、 塑造、 本科に日本画科、 美術史、 普通科卒業程度の実 別に二学年間 人体解剖、 否を決 の一 洋

その科目を修身、 間の普通科を置き、 金科、 操とする。本科に選択科目は置かない。 は前者に同じ、というものである。 次に東京美術工芸学校規則案の方は、本科に図案科、 漆工科、 製版写真科を置き、各年限を三年とする。 絵画、 本科に入る階梯とし(但し書きは前者に同じ)、 彫塑、 図案、美術史、 入学資格中の年令制限廃止 用器画法、 鋳金科、 別に二年 彫

美術院を新設し、 および美術工芸の発達を図り風教を裨補することを目的とする帝 次の条項である。 のであるが、 同院は毎年一 ことがあり、 (外国人は客員とすることができる)。 文部大臣は 同院に 諮詢する 帝国美術院規程案の骨子は、文部大臣の管理に属 特に注目すべきことは、 同院は決議事項を文部大臣に具申することができる。 回美術展覧会を開き、 会員(勅任待遇)および補員各三十五名 を置 同院会員が審査する、というも 上記二校との関係を明記した į 帝国 [の美術

第十條 帝國美術院ノ會員ハ當該部會ノ議決ニ依リ東京美術專門

回以内兩校生徒ノ製作ヲ批評添削シ及其競技又ハ試驗ノ成績ヲ學校長又ハ東京美術工藝學校長ト合議ノ上毎年交替シテ毎週一

審査スルモノトス

京ぶ一年</l>一年</l>一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年一年<

互選シ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ院長ハ總會ニ於テ部長ハ部會ニ於テ會員中ヨリ投票ヲ以テ之ヲ

点まで継続されていたことが、本資料によって判る。

第十五條〔中略〕 幹事ハ東京美術專門學校及東京美術工藝學校長ヲ以テ之ニ充ツ

、こまで 削及競技審査ニ從事シタル者ハ同校ヨリ手當ヲ受クルコトヲ得 會員中東京美術專門學校及東京美術工藝學校生徒製作ノ批評添

美術工藝學校所属ノ判任官ヲ以テ之ニ充ツ第十七條帝國美術院ニ書記二名ヲ置キ東京美術專門學校及東京

ス」とある。黒田らは大正五年の本校改革運動の際に改革派が提起ノ起草ニ係ル帝國美術院規定ノ修正ニ就キ協議ヲ遂ゲ午 餐 ヲ 共 ニス」とあり、翌七年二月十八日には「午前十時過久米君入來 校長七日には「正木主事トアカデミー及學校ノ事ニ就キ談合シ三時退出七日には「正木主事トアカデミー及學校ノ事ニ就キ談合シ三時退出 | 提田清輝日記』には右三案をめぐる黒田、久米桂一郎、正木直

あることが判明した。に記されており、その考えが大正七年のこの時あることが判明した。に記されており、帝国美術院を新設して美術専門学校・美術工芸学校は別個に置くべきであるした。なお、美術専門学校と美術工芸学校は別個に置くべきであるした。なお、美術専門学校と美術工芸学校は別個に置くべきであるした。なお、美術専門学校と美術工芸学校は別個に置くべきであるした。なお、美術専門学校と美術工芸学校との関係を明確にした改革条項を盛り込んで本校を大改革し、また、自立性のある帝した改革条項を盛り込んで本校を大改革し、また、自立性のある帝

第1章 制度改革期 48